犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）不支給決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

標茶町長

　　　　　年　　月　　日付で支給の申請がありました犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）については、下記の理由により支給しないことに決定しましたので通知します。

記

　　理　由

　この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、標茶町長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

　また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して６か月以内に、標茶町を被告として（訴訟において標茶町を代表する者は標茶町長になります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。